

災害救助法の適用地域のご契約者様へ

平成26年2月17日

エース貸付少額短期保険株式会社

2月14日からの大雪により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の災害につきまして、下記地域に災害救助法が適用されました。

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に「継続契約の契約締結手続き」や「保険料払込（保険料のお支払い）」が一定期間猶予される特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望されるご契約者様は下記の担当窓口にお申し出ください。

適用の猶予期間には制限がございますので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

ご契約者様からのお申し出により次の猶予が適用されますので、下記の担当窓口までお申し出ください。

1. 継続契約の契約締結手続き猶予

災害救助法の適用日から保険継続の契約手続きが猶予されます。

2. 保険料払込の猶予

災害救助法の適用日から保険料払込（保険料のお支払い）が猶予されます。

被害のご連絡ご相談も承っておりますので、下記の担当窓口までお問合せください。

担当窓口 : サービスダイヤル : 0120-103-083

受付時間 : 月～金 午前9時～午後5時 ※但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

災害救助法適用の状況（平成26年2月18日 現在） **下線の市町村が新たに適用されました。**

法適用日	災害救助法適用市町村	
平成26年2月15日	長野県	茅野市（ちのし） 北佐久郡軽井沢町（きたさくぐん かるいざわまち） 諏訪郡富士見町（すわぐん ふじみまち） 北佐久郡御代田町（きたさくぐん みよたまち）
	群馬県	安中市（あんなかし）
	山梨県	甲府市（こうふし）、富士吉田市（ふじよしだし）、都留市（つるし）、大月市（おおつきし）、韮崎市（にらさきし）、笛吹市（ふえふきし）、上野原市（うえのはらし）

次ページに続く

災害救助法適用の状況（平成26年2月18日 現在）

法適用日	災害救助法適用市町村	
平成26年2月15日	山梨県	<u>西八代郡市川三郷町（にしやつしろぐん いちかわみさとちょう）</u> <u>南巨摩郡早川町（みなみこまぐん はやかわちょう）</u> <u>南巨摩郡身延町（みなみこまぐん みのぶちょう）</u> <u>南都留郡忍野村（みなみつるぐん おしのむら）</u> <u>南都留郡山中湖村（みなみつるぐん やまなかこむら）</u> <u>南都留郡鳴沢村（みなみつるぐん なるさわむら）</u> <u>南都留郡富士河口湖町（みなみつるぐん ふじかわぐちこまち）</u> <u>北都留郡小菅村（きたつるぐん こすげむら）</u> <u>北都留郡丹波山村（きたつるぐん たんばやまむら）</u>

災害救助法適用の状況（平成26年2月18日 現在）

法適用日	災害救助法適用市町村	
平成26年2月17日	埼玉県	<u>秩父市（ちちぶし）、飯能市（はんのうし）</u> <u>秩父郡横瀬町（ちちぶぐん よこぜまち）</u> <u>秩父郡皆野町（ちちぶぐん みののまち）</u> <u>秩父郡長瀬町（ちちぶぐん ながとろまち）</u> <u>秩父郡小鹿野町（ちちぶぐん おがのまち）</u> <u>児玉郡神川町（こだまぐん かみかわまち）</u>

なお、本特例措置の適用期間に関しては、事態の推移により、延長することがあります。

以上